

会 議 録 (要 旨)

会 議 名	第 5 回武蔵村山市行財政運営懇談会
開 催 日 時	平成 23 年 2 月 17 日 (木) 午後 6 時 56 分から午後 9 時 3 分まで
開 催 場 所	市役所 301 会議室
出席者及び 欠 席 者	出席者：細川会長、根本副会長、荒幡委員、鈴木委員、米原委員、猪委員、 細野委員 欠席者：なし 事務局：企画財務部長、企画政策課長、企画政策課主査、企画政策課主任
報 告 事 項	○ 第 4 回行財政運営懇談会の会議結果について
議 題	1 所掌事項の調査検討について 2 その他
結 論 (決定した方針、残された問題点、保留事項等を記載する。)	報告事項：第 4 回行財政運営懇談会の会議結果について 第 4 回行財政運営懇談会の会議結果（概要）について、会議資料に基づき事務局から報告し、会議録については、気付いた点等があれば、次回会議までに事務局に連絡することとした。 議題 1：所掌事項の調査検討について 武蔵村山市行財政運営懇談会設置要綱第 2 条の規定に基づき、第五次行政改革大綱の素案について審議し、各委員から意見をいただいた。 なお、審議は、第 3 章 行政改革の推進項目のうち【改革の柱①】最適な行政サービスの創造（質的改革）の第 4 職員の能力向上及び意識改革から【改革の柱②】自立的な行財政基盤の確立（量的改革）の第 3 持続可能な財政基盤の構築の 2 歳入の確保までの範囲で行った。 議題 2：その他 次回以降の会議の開催日程について確認、協議し、第 7 回会議は 3 月 1 日（火）午後 3 時から開催することとした。 また、本市の決算カードの公表について、委員から質疑があった。
審 議 経 過 (主な意見等を原則として発言順に記載し、同一内容は一つにまとめる。) (発言者) ◎：会 長 ○：委 員 ●：事務局	報告事項：第 4 回行財政運営懇談会の会議結果について 【事務局説明】 ● 第 4 回行財政運営懇談会の会議結果（概要）について、会議資料に基づき報告した。 会議録については、内容を確認していただき、気付いた点等があれば、2 月 24 日（木）開催予定の次回会議までに事務局に連絡するようお願いした。 なお、第 3 回の会議録については、委員から修正の意見があったため、修正した内容を配布し、これをもって確定する旨報告した。 【質疑・意見等】 特になし。 議題 1：所掌事項の調査検討について 【質疑・意見等】 第五次行政改革大綱の素案の第 3 章 行政改革の推進項目に掲げた各推進項目について、事務局から体系ごとに説明した後、個別に意見をいただいた。 (項番 37・人事考課制度の本格実施～項番 40・職員の健康管理) ○ 項番 39・職員研修の充実について、数値目標等を嘱託員研修の実施としてい

るが、正規職員の研修は既に行っているという意味か。

- そのとおり。
- 嘱託員に対する研修は行っていなかったため、これを目標に掲げたということか。
- 嘱託員を対象とした研修を新たに実施するものである。
- ◎ 項番 37・人事考課制度の本格実施について、数値目標等では本格実施を平成 25 年度としているが、年次計画では平成 23 年度実施との表記になっている。これはよいのか。
- 人事考課制度は、試行ではあるが、既に実施されている。したがって、年次計画では平成 23 年度から実施の扱いとした。なお、現在の試行においては、考課結果を何に活用するのかが明確になっていないが、本格実施に移行した際には、例えば給与に反映させるなどの活用が考えられる。
- ◎ 第四次大綱では、実施の位置付けであっても括弧書きでその具体的内容を表記したものがあつたはずである。第五次大綱ではそのような表記をしないのか。例えば、「実施（作業着手）」といった表記があつたと思う。第五次大綱の素案にはそのような表記が見られないが、構わないのか。その意味で、第五次大綱は第四次大綱に比べて大雑把に思える。これまでの会議の中で、5 年間検討のままではおかしいという意見があつたが、括弧書きで試行という表記するなどの工夫があれば、形も随分整うのではないか。
- 了解した。表記について検討する。
- 項番 40・職員の健康管理について、推進内容に「公務効率」との表現があるが、次の項番 41 の推進項目にある「事務能率」とは異なるレベルのものなのか。「公務効率」との表現は聞き慣れないものである。
- 特に使い分けをしているわけではない。
- ◎ 「公務の効率的運用」といった使い方はするが、見ないことはないが、「公務効率」という使い方はあまりなじみがない。
- むしろ「公務効率の向上」の表記自体が不要なのではないか。職員の健康管理を推進するものであるので、ここでは「働きやすい職場環境の確保に努める」とすればよいのでは。
- 了解した。
- ◎ 項番 39・職員研修の充実について、推進内容で「…資するよう」とあるが、目的は「…資するため」と改めた方がよい。
- 了解した。

(項番 41・職員提案制度の活用、項番 42・自主研究グループ活動の促進)

- 項番 41・職員提案制度の活用について、数値目標等は各年度職員提案件数 5 件としているが、これは従来と比較して多いのか。
- 本年度はこれまでに 2 件の提案がなされているが、それ以前は提案自体がない期間が数年間続いた。その意味では、5 件という設定は多いものだと考えている。
- 項番 42 の推進項目名が「活動の促進」となっているので、職員提案の件数が少ないのであれば、これを増やす努力をする意味で「職員提案制度の促進」と表記するのがよいのではないか。職員提案制度を促進することにより事務能率の改善や市民サービスの向上につながるので、職員提案の件数を目指した方がよい。

- ◎ 活用を促すという内容なので、「活用の促進」とすればよいのではないか。
- 了解した。参考としたい。
- ◎ 項番 41 は、事務能率の改善及び市民サービスの向上を目的としているとの理解でよいか。
- そうである。
- ◎ 目的は文頭に出した方が分かりやすい。

(項番 43・部局マニフェストの作成、項番 44・行政評価制度の推進)

- 項番 43・部局マニフェストの作成について、推進内容で「各部長等が…」とあるが、「各部局が…」といった表現にした方がよいのではないか。実際に部長がマニフェストを作成するというより、各部局にマニフェストが作成されるということなのではないか。
- ここでは、各部長等がその職名と氏名を明記したマニフェストを公表する形を取ることから、このように表現した。
- 結果的にはそのようになるのかもしれないが、推進項目名が「部局マニフェストの作成」となっているように、部局が主体なのではないか。
- ◎ 部局が作成するという表現でよいのではないか。
- 最終的な責任者が各部長等であることは理解できる。
- 「各部長等が」と表記したのは、完成された部局マニフェストの状態を意識したためである。他市の取組事例を見ると、部局マニフェストに部長等の顔写真と職氏名を並べて公表しているものがあり、その形態を意識したものと言える。ただし、マニフェストは、部局単位で作成するものなので、指摘のように修正することは問題ない。
- 職氏名や顔写真が掲載されるのは、部局マニフェストの作成責任者ということだと思う。
- 項番 44・行政評価制度の推進について、数値目標等に外部評価の対象拡大とあることから、これまでも実施してきたものだと思うが、我々にはこの制度がよく分からない。政策・施策評価は、導入するということなので、新たな取組なのだろうと推察できるが、これまで実施してきた外部評価とはどのようなものなのか。
- 行政評価制度は、平成 15 年度から実施しているもので、庁内の職員が自ら評価する一次評価及び二次評価、市民等で構成される行政評価委員会による審議というプロセスをもって事務事業の評価を行うものである。一次評価及び二次評価では、各事務事業について、今後拡充すべきとか、廃止・休止が必要であるといった評価を行う。行政評価委員会は、その一次評価及び二次評価の結果に対して、市民の視点から意見を述べる。
- 行政評価委員会を構成するのは、どのようなメンバーか。
- 市民と学識経験者である。
- 行財政運営懇談会と同じようなメンバーか。
- そうである。学識経験者である委員長は、大学の准教授にお願いしている。
- ◎ 行政評価制度は、国において制度化されたものであり、それに倣って地方公共団体でも実施しているものであるはず。
- そのとおり。話題になった事業仕分けに似た制度と思っていただくとよい。事業仕分けでは、ある国会議員がそれぞれの事業の方向性について結論を出していた。本市の行政評価制度では、その国会議員の役割を市民に担ってもらっ

ている。市の職員が出した結論に対して、その妥当性を評価してもらおう。

- 行政評価委員会の委員が事業仕分けのような判断を行い、その結果が市の方に返されて、最終的な方針を市で決定するのか。
- そのとおり。行政評価委員会からは、拡充すべき、廃止すべき、見直した方がよいなどの意見が出る。基本的にはその意見を尊重するわけだが、廃止すべきとの意見が出て、すぐには廃止できないこともあり、まずは検討とする場合もある。
- ◎ 項番 44 は、推進項目名として「推進」と表記している。一方、推進内容の表記は、文頭で「…を推進し」とし、文末で「…の充実を図る」となっている。表現を見直した方がよいのでは。
- 了解した。
- ◎ 推進項目名を「行政評価制度の充実」とすればよいのでは。
- ◎ 項番 43 の推進内容で、「…の目標共有を目的として」とあるが、簡単に「目標の共有を図るため」とした方がよいのでは。

(項番 45・事務事業の合理化、項番 46・民間委託の推進)

- 先日、薬局に行って初めて知ったことだが、たまたま薬を処方してもらう時間が土曜日の夜遅くになってしまったところ、ある時間を過ぎたために点数が高くなった。知っていればその時間に行くことはなかった。私は今まで知らなかったが、このことは他の人は知っていることなのだろうかと思った。
- 休日及び夜間に薬を処方してもらう場合、点数が高くなり、支払額が多くなる。点数が高くなると、国民健康保険からの支出も増加するので、市の立場から、可能ならば点数が高くない曜日や時間に行ってもらった方が望ましい。なお、その制度が広く呼びかけられているかについては、今ここでは把握していない。国民健康保険の会計には市税が多く投入されているので、確認したいと思う。
- 場合によっては、薬代よりもその割増分が高いことがあり得る。
- 項番 46・民間委託の推進について、学校給食は小学校と中学校で異なるものなのか。中学校給食は小学校給食に先んじて民間委託を実施したとのことだが、小学校給食も中学校給食も基本的には同じものではないのかと思った。
- 学校給食センターは 2 つあり、1 つで小学校給食調理等業務を、もう 1 つで中学校給食調理等業務を行っている。学校給食調理等業務の民間委託を検討する際には、まずこの 2 つをどうするかが課題となった。検討した結果、中学校給食調理等業務を行っていた第二学校給食センターを民間委託し、小学校給食調理等業務を行う第一学校給食センターについては、中学校給食調理等業務の民間委託の状況を見ながら検討しようという方向性が出された。したがって、同時に民間委託を開始することはしなかった。
- 小学校給食も中学校給食も目的は同じなのではないか。
- 同じである。同時に民間委託を開始する選択肢もあったのかもしれないが、本市としては、学校給食センターが 2 つある中で、まず中学校給食調理等業務の民間委託を開始し、その様子を見て小学校も考えるという方針を立てた。様子を見るというのは、直営と民間委託のメリット、デメリットを確認することである。
- 小学校給食調理等業務の民間委託は決定されたのか。
- 決定していない。現時点では検討段階である。

- 実際に、中学校給食調理等業務の民間委託について、効果は出ているのか。
- 経費面では民間委託した後の方が減っている。給食の質については、特に確認をしたわけではないが、民間委託による問題が生じているとは聞いておらず、今のところ順調であると理解している。
- 通常、民間委託はメリットが想定されるから実施する。学校給食の場合、一番のメリットは経費の削減であると思う。
- 学校給食調理等業務の民間委託の目的や理由は、経費削減はもちろんであるが、建物の老朽化もその 1 つである。第一学校給食センターも第二学校給食センターも、建築してからかなりの年数を経ており、耐震補強なども必要な状況にあった。耐震補強工事を実施している間は学校給食を作ることができないので、どのように対応すべきかということが課題の 1 つであった。当初は、土地を別途確保し新たな施設を建てるとの考えもあったが、土地の取得等に多額の費用を要し、困難であるとの考えから、最終的には民設民営の方針に決まった。民設民営であれば、土地も施設も民間事業者が自ら用意することとなり、市の負担も小さい。
- 以前、公立保育園を民間に任せることがあったので、それに準じた取組なのかと思った。
- 市で取り組む民間委託や指定管理者制度の導入は、それによるサービスの向上が目的の 1 つであるわけだが、他方で経費削減の要素も大きい。経費削減の効果については、分かれば次回以降の会議でお知らせしたいと思う。
- 中学校給食調理等業務については、先日出席した会議で聞いた話によると、民間委託した施設には最新の設備が整備されているとのことである。例えば、ハンバーグを作る場合には肉の状態から調理している。一方、小学校給食を調理する第一学校給食センターでは、設備がないので冷凍物のハンバーグを使うことになる。民間委託による質の向上の観点からは、中学校給食は手作り感のあるものを提供できるようになったので、小学校給食も早めに民間委託をしてもらいたいと思う。
- 経費面でもサービス面でも効果があるならば最高である。
- ◎ 以前の会議から議論になっているように、この推進項目も年次計画が 5 年間検討となっている。どこかの年度に実施の目標が示された方が望ましい。
- 実施の時期については、市内でも議論されたところである。例えば、平成 27 年度に実施と示した場合、市の決定事項でないのにもかかわらず、そのことがあたかも決定事項であるかのようにひとり歩きしてしまうというのが、所管部の懸念であった。実施時期については、検討が平成 23 年度で終わるか、平成 24 年度までかかるかは分からないが、現時点では、その検討の中で示したいということになった。
- ◎ そうすると、この年次計画には実施時期を示せないということか。
- そういうことになる。
- ◎ 5 年間検討のままという表記がよいのかという話になる。
- この議論は振出しに戻ってしまうことになる。現時点では、実施時期まで詰め切れないということなのだと思う。他の推進項目にも同様の表現をしているものがいくつもあるが、まずは検討をする中でいつ実施するのかについての方角感を出すほかないのではないか。したがって、この行財政運営懇談会の審議の中では、ペンディングでよいのではないか。
- ◎ 5 年間検討のままという表現がよいのかどうか。

- 年度ごとに見直しを図るので、そこで方向を示せるのではないか。
 - ◎ 現時点でいつ実施と示したとしても、その時点で実施に移せなければそこで見直しを図ればよい。
 - 項番 46 については、民間委託を推進するものとして、小学校給食調理等業務に限った話ではなく、民間委託が適当な事務事業があれば検討及び実施を行うものであるので、推進内容の本文についてはこのままでよいと考えている。ただし、数値目標等に掲げている小学校給食調理等業務については、民間委託自体が決定されたものではなく、まだ結論が出ていないものである。実施と示してしまうと、やらなければならない事項になってしまう。
 - ◎ 民間委託を行う事務事業は小学校給食調理等業務に限ったものではないことは分かる。市が行う新たな民間委託の中で、それが一部なのであれば、「一部実施」という表現もあるのではないか。
 - 平成 23 年度に検討とし、それ以降の年度を全て「⇒」で示した表現がおかしいとのことだった。その解決策として、例えばバー表示などが考えられるのではということだったと思う。
 - 事務局としても「⇒」の表記が誤解を招くものであるとの指摘は理解している。「⇒」が続いていると、同じことを続けるように取られても仕方がない。それを踏まえて、表記の工夫をしたいと考えている。
 - ◎ 検討と実施の間の表現としては様々なものが考えられる。試行や準備といった表現もある。そもそも実施の意味することが全面実施のみなのかということもある。
 - 検討の表現も悪いとは思わない。年度ごとに進捗を把握するとのことなので、検討がなされれば、実施時期を示せるだろうし、場合によっては実施を取りやめるとの結論も出るのだと思う。試行や準備といった表現を無理やり入れることが、後々方向性が定まる段階で、かえって邪魔になってしまうことも考えられる。
 - いずれにしても、5 年間検討のままと解釈されてしまうのはよくないことなので、注釈を入れるなど表記の工夫をしたいと考える。
 - ◎ 項番 45 の推進内容には目的が示されていない。他の推進項目では目的が示されているので、整合を図った方がよい。
 - 了解した。
- (項番 47・文書審査の見直し～項番 49・I P 電話の導入)
- これまでの審議の中でも指摘があったように、推進内容について、目的を文頭に掲げてそれに続いて手段を示すという構成にした方がよいと思う。目的が先に示されていた方が読みやすい。
 - 了解した。
- (項番 50・文書管理システムの導入～項番 52・電子計算組織の全体最適化)
- ◎ 項番 52・電子計算組織の全体最適化について、クラウドのシステムは考えられるのか。
 - クラウドを用いたシステムについても検討を行っているが、住民情報を扱うシステムについては、外字など J I S 規格等に当てはまらない情報があり、クラウドではそれらを扱えないという問題があるようである。他方、財務会計システムなどはそういった問題は生じないので、クラウドの導入を視野に入れる

ことはできると考える。

- 現在、文書情報課の職員は何人いるのか。
- 文書情報課のうち文書管理に携わる担当職員は4人である。
- ◎ 文書管理システムでは、文書管理の全体の流れを電子化するものなのか。
- 本市では、文書は起案書という紙の書類で作成され、その後の管理も全て紙で行われる。文書管理システムの導入によって、これまで紙で作成、保存していたものを電子データで行うことができる。公印を押印して外部に出す書類については、紙でしか処理できないので電子化が難しいが、庁内でのやりとりであれば電子化も難しくはない。文書の電子化で可能になることとしては、例えば、どんな公文書が市にあるのかを市民が知りたい場合に、文書の目録検索が容易になる。現在は、文書の目録は紙に書かれた情報しかないので、目録を一つひとつ確認する作業が必要になる。
- ◎ いわゆる文書の管理システムである。
- 例えば、会議の開催通知を委員に出す場合でも、文書の起案が必要である。まず主管課で課長や部長までの決裁を行い、その後に文書管理の担当部署でも文書の審査を行う。外部への通知文であれば、文書管理の担当部署での審査が終了した後、文書に発番という個別の番号が振られて、主管課に戻る。また、文書にはそれぞれ保存年限があり、その重要度によって1年保存や3年保存、永年保存などといった区分がされる。基本的には、各文書は数年間主管課で保存するが、一定期間を経たもので保存年限を迎えていないものは、文書情報課が管理する書庫で保存することになる。現在、この書庫が一杯の状況である。保存年限を迎えたものは廃棄するが、長期間又は永年の保存年限であるものが増えれば、書庫の保管スペースを圧迫することとなる。そういった面からも文書の電子化が望まれるところである。全ての職員がこの電子管理に慣れなければならぬなど課題もあるが、いずれは導入が必要であると考えている。
- ◎ 文書管理システムの導入によって、電子決裁が必要になるということか。
- そうである。
- ◎ 電子的な管理に抵抗がある職員がいたとしても、組織であるなら研修をするなどして押し進めなければならないものである。

(項番53・公共施設白書の作成～項番55・省エネルギー対策の推進)

- 項番54・施設改修計画の策定について、推進内容が非常に難解な文章になっている。極論を言えば、何を言いたいのか分からない。例えば「…を策定し、施設の良好な維持、耐久性の確保、各年度の財政負担の平準化を図る」といった程度にとどめた方がよいのでは。「…し、…するとともに」とくどい表現になっている。
- ◎ 言いたいことが2つあって、それを1つにまとめてしまっているため、分かりにくくなっているのだと思う。各年度の財政負担の平準化を図ることが目的なのではないか。また、文頭で「公共施設の改修を計画的に実施することで」と文末の「施設改修計画を策定する」は同じことを言っているようであり、表現がしっくりこない気がする。
- 文章を単純化すれば、「各年度の財政負担の平準化を図るため、施設の改修計画を策定する」だけでもよい気がする。
- 「施設を良好に維持し、その耐久性を確保する」と「各年度の財政負担の平準化を図る」ことの2つが並んで示されているため、分かりづらくなって

いる面がある。つまり、公共施設の計画的な改修が目的なのか、各年度の財政負担の平準化が目的なのかが不明瞭である。

- 文意としては、公共施設の改修を計画的に実施することで、施設の耐久性を高めることと各年度の財政負担の平準化を図ることの 2 つが大きな目的である。確かに、目的の部分が長くなっているので分かりづらい。
- ◎ 目的が長くなると、読み手からすると分かりづらくなる。
- 「公共施設の耐久性及び各年度の財政負担の平準化を図るため」とすれば、文章がシンプルになるのではないか。
- なお、各公共施設は、早めに改修を施すことで施設の耐久期間が延びることもある。各年度の財政負担の平準化のみならず、それらのこともこの推進項目の意図であるので、このことを考慮し文章を整理する。

(項番 56・公共施設の自主管理～項番 59・借上公営住宅の検討)

- 項番 57・指定管理者制度の活用について、市営の保育園は、つみき保育園のみか。
- そうである。
- 以前は、保育園は 2 つくらいあったと思う。
- みつわ保育園は廃園したので、現在、市営の保育園はつみき保育園のみである。
- 今度は、つみき保育園に指定管理者制度を導入するということか。
- そのとおり。現在、指定管理者を募集しており、応募予定者への説明会を終えた段階である。
- これもサービスの向上及び経費の削減が目的ということか。
- 指定管理者制度の導入により、延長保育の時間延長や経費の面でメリットがある。一般的に、公営より民間による運営の方が、サービスがよく経費も抑えられる。ただし、公立保育園という位置付けは維持したいとの意向から、指定管理者制度の導入という手段を考えたところである。
- ◎ 項番 56・公共施設の自主管理の推進内容の文頭で「…等の地域施設等は」となっているが、主語としての書き方になっているので、改めた方がよい。
項番 58・PFI 手法の活用の推進内容の 2 行目で「技術的能力」と表現しているが、「技術力」と表現してはまずいのか。また、同行で「…設計や建設、維持管理、運営…」と表現しているが、「や」を入れる意味があるのか。
- 市役所では、単語を併記する場合に、通常は「A、B 及び C」という書き方をするが、「や」でつなぐ場合は最初に「や」を入れ「A や B、C」と表現する。それ以外に深い意味はない。
- ◎ 通常、公用文ではこのような表現をしないのでは。
- 「及び」を使うとすれば、「…設計、建設、維持管理及び運営…」となると考える。
- ◎ 堅い書き方になってしまうが、公用文としてはその書き方がよいのでは。
- ◎ 項番 59・借上公営住宅の検討で、「老朽化対策」と「建設費及び維持管理費の低減」を挙げているが、読み手として目的が分かりにくい。文章の整理が必要だと思う。
- 了解した。
- 現在、市が持つ公営住宅はいくつあるのか。
- 平成 22 年 1 月現在、市内 3 箇所に市営住宅があり、市営中央住宅が 12 戸、

市営三ツ木住宅が 10 戸、市営本町住宅が 10 戸、計 32 戸である。

- 入居者はどのような人なのか。
- 市民が基本である。
- 被災し住む家を失って困っている市民というわけではなく、市民なら誰でも入れるのか。
- 市営住宅の戸数は限られており、被災者のために空家を用意しておくといった余裕はない。空家が発生する度に募集を行う。入居の応募の要件としては、公募開始以前 6 箇月本市に居住していること、単身世帯でないこと、収入が一定金額以下であること、現に住宅に困窮していることが明らかであることなどがある。なお、応募条件を満たしても、1 戸の募集に対して複数の応募があった場合は、抽選になる。
- 生活保護者も入居できるのか。
- 今この場では把握していない。
- 家賃はどれくらいか。
- 最も古い木造住宅の場合、月額数千円であったと思う。
- 都営住宅にも入居者の地元割当がある中で、果たして市営住宅が必要なのだろうかと思う。
- 都営住宅には、緊急の被災者が入居できる室が確保されていると思う。
- 市営住宅は戸数が少ないことから、被災者のために空家を用意することはできないということか。
- そうである。
- 募集する場合、競争率は高いのではないか。
- そうである。なお、空家はなかなか生じない状況である。一代限りにするなどの制限もないので、継承して住み続けることが可能になっている。
- 市の財政面から見て、この市営住宅を抱えることは負担になっていないのか。
- 維持管理費はそれほどかかっているわけではないが、安い家賃で貸すことは、普通に貸すよりも市の収入が少ないということになり、市の負担であるとも言える。ただし、住宅対策として行っているものであり、仕方ない面がある。

(項番 60・若草集会所のあり方の検討、項番 61・防災対策用資材センターの利活用)

- ◎ 項番 60・若草集会所のあり方の検討について、取り組む理由が詳しく説明されていないが、書けない理由があるのだろうかと思った。他方、項番 61・防災対策用資材センターの利活用については、目的を明確に示した方がよいと思った。
- 現在、若草集会所はほとんど使っていないのではと感じるが、実態はどうか。
- 障害者団体が定期的に利用している。ただし、若草集会所の周辺には、都営村山団地内のふれあいセンターや緑が丘出張所に会議室が整備されており、代替施設となる施設があると言える。若草集会所を今後も存続させる場合、老朽化等の理由から建替えが必要となる状況である。
- 建て替えなければならない状況であるなら、周辺に利用できる施設もあることから、経費をかけて建て替える必要はないと考える。取組を進めてもらいた

い推進項目である。

- 項番 60 を行政改革大綱の推進項目として掲げることは問題ないのか。
- 今後のあり方について検討することが明らかになっても、特に問題のない施設であると考えている。
- ここで掲げることが市民からの苦情を生む原因にならないかと心配した。
- ◎ 敏感な市民から苦情が寄せられることがないかと考える。
- 「集会所のあり方の検討」との推進項目にとどめ、推進内容も若草集会所のあり方も含めて検討するといった表現にするなどの方法もあるのではないかと考えた。
- ◎ 障害者が利用している施設だけをターゲットにして排除するような印象を読み手に与えると、不要のトラブルを招く可能性がある。後々のトラブル解決が難しくなることもある。
- そういった心配がないとは限らない。
- ほかにこのような施設はあるのか。
- 上水台地区集会所や新海道地区集会所についても老朽化が進んでいる。
- それらを含めて集会所のあり方を検討する推進項目として、その中の検討項目の1つとして若草集会所があるという整理にしてもよいのでは。
- ◎ 若草集会所という個別の施設が前面に出て問題ないかが懸念される場所である。
- 障害者団体が使う施設については、利便性を図るよというものが世の中の流れである。それに逆行する推進項目ではないかと感じた。市が苦情を被る要因になるのではということ。市として廃止の思惑があったとしても、推進項目としてはアバウトな表現にとどめた方がよいのでは。
- これまでの経過を踏まえた上で、この若草集会所の廃止に対して大きな反対はないとの判断から、今回このように項目立てをしたところである。ただし、今いただいた意見は貴重な意見であるので、参考にしたいと考える。
- そもそもであるが、ここで推進項目として掲げたのは、ある程度のコンセンサスがあったからではないのか。
- そこまでは至っていない。
- 利用団体数や利用頻度は少ないという現状があるのではないかと。
- そうである。なお、利用団体に対しては、既に主管課から話をしているようだが、了解を得られたかという点、そこまでは言えない。
- ◎ 当懇談会からこのような意見があったと捉えてもらえばよいと考える。
- 了解した。

(項番 62・中期財政計画の策定～項番 64・新地方公会計制度への対応)

- 項番 62・中期財政計画の策定について、本市では、中期とはどれくらいの期間を想定しているのか。
- 中期とは5年程度と捉えている。
- ◎ 項番 62 も推進内容の文章整理が必要と思う。目的は「将来に向けた健全な財政運営」を行うことだと思う。そのために、中・長期的な視点に立って中期財政計画を策定するということだと思う。
- 項番 62 の中期財政計画の中に、項番 63・各種財政指標の改善の内容が含まれているという整理でよいのか。それとも別の内容か。
- 中期財政計画の内容はこれから検討していくものであるが、おそらく各種財

政指標を示すことになると考えている。現状では中期財政計画はないので、各種財政指標は項番 63 のような形で示さざるを得ない。中期財政計画では、現在の財政状況の分析から始まって、これらの指標を目標として掲げることになると考えている。

(項番 65・市税等収納対策の強化～項番 71・財源措置の要請)

- 項番 65・市税等収納対策の強化について、平成 27 年度の市税収納率の目標値を 95.0%としている。以前、1%が約 1 億円であるとの説明を受けた。また、現在の収納率は 94.1%であり、26 市中 22 位とのことだった。目標をもっと上げて 96.0%とすることができないか。そうすると、26 市のうちで上位の市に並ぶことができる。つまり、目標値の捉え方になるが、努力すれば達成できる数値を掲げるものなのか、あくまでも理想的な数値を掲げるものなのかということである。前回会議で、自治会加入率の目標値を議論した時に、現在 35.2%である中で 50%の目標を達成するのは難しいということだったと思う。そうすると、目標値として、市税収納率 95.0%と自治会加入率 50%とでは意味合いがかなり違うように思う。目標値には同じ意味合いを持たせた方がよいのではないか。また、各推進項目で掲げられている数値目標、例えば市税収納率 95.0%も、自治会加入率 50%も、女性委員比率 40%も、それがどのような意味を持つのかは、一般の市民にはよく分からない。現状がこうだから目標としてこのようにしていくといったことが分かるように、説明があった方が分かりやすいのではないかと思った。
- 収納担当からは、95.0%でもかなりハードルの高い数値であると聞いている。
- それでも、他市の状況を見ると、それ以上の収納率を達成している市がある。
- そのとおりである。目標はある程度高い位置に持っておきたいと考えた上で、95.0%という目標を掲げたところである。なお、担当課は、大綱の素案を取りまとめた我々より更に難しいとの認識を持っている。
- 現状が 94.1%で、5 年後に 95.0%とし、1%が 1 億円とすると、5 年間で 9,000 万円、1 年間で 1,800 万円の収納額を上げる計算になる。考え直す必要がないか。
- 収納担当から聞いた妥当な目標値は 94.5%であり、その程度にしてもらいたいとの話があった。ただし、それでは目標として掲げるには低いので、95.0%に設定することとした経緯がある。収納担当を説得する際には、26 市の平均値が 95.1%であったので、目標としては、少なくともその水準まで持っていきべきだろうという説明をした。第四次大綱でも 95.0%という数値を掲げている。
- ◎ 第四次大綱で 95.0%であったなら、第五次大綱ではその上の目標を掲げるのが妥当だろう。
- 収納率は以前に比べ下がりつつあるのが現状である。課税額は前年の所得に対して計算されることもあり、景気低迷が続く中で、市税の収納額がなかなか上がらないという事情もある。
- ◎ 市の事情は理解できるが、他市との比較をする中でなぜ 95.0%なのかと問われれば、その説明では難しいだろう。目標の設定として、真ん中以上の水準を目指す意気込みが必要ではないか。
- 目標は少なくとも 26 市の平均を目指してほしい。また、これはあくまでも

目標である。

- 項番 67・新たな財源の確保について、提案がある。1 つは、市内循環バスを利用した広告収入に力を入れてもよいのではないかということ。もう 1 つは、ごみの有料化を導入したらどうかということ。これは市にとって大きな収入になるはずである。
- ◎ 第四次大綱でも、ごみの有料化は推進項目に掲げられていたと思う。
- ごみの有料化については、過去にある審議会から推進すべきとの意見をもらっている。それ以降有料化に向けた動きはない状況である。ごみの有料化に際しては、併せて各戸における収集が必要である。これは、個人に責任を持たせる意味と利便性の意味がある。そういったことをきっかけにして有料化を開始する自治体が多いようである。つまり、それらを総合的に検討して有料化を進めていくべきではないかと考えている。
- ◎ 現在の収集方法はどうか。
- 一定のエリアごとに収集場所を定めて収集している。この方法では誰が排出したか分からなくなり、責任が不明瞭になる部分もある。
- ◎ 私の田舎では、1 袋 30 円として収集袋を販売し、ごみを出す際には、袋に名前を書くことが義務付けられている。そこでは集積所を設けて、ごみの収集を行っている。本市でもそろそろ有料化に踏み出してもよい頃なのではないか。
- 事業系のごみについては、既に有料の指定収集袋による収集を行っている。ただし、一般家庭ごみの有料化は全市民に影響がある施策であり、市内においてはまだ機が熟していないという雰囲気がある。
- ◎ 他市でもかなり進んでいるのではないか。
- 26 市でも半数程度は取り組んでいるのではと思う。府中市の例であるが、かなり遅い時期までダストボックスによるごみ収集を行っていた。ダストボックスによる収集はマナーが悪くなりがちであるが、府中市ではそれをやめる際に有料化も行い、それにより 30 数%のごみの減量が実現したそうである。ごみの最終処分場が日の出町にあるが、ここも一杯になるとの懸念がされている。そこが一杯になると、次に場所を確保するのは難しいと考えられている。ごみの有料化は、財源につなげる意味もあるが、最終処分場を長持ちさせるためにごみの減量化を推進する意味もあるので、できるだけ早い時期に実現する必要があると考える。ただし、本市ではまだ検討が進んでいないのが現状であり、行政改革大綱の推進項目として出すまでは至っていないのが実情である。
- ◎ 可燃ごみの焼却は、どのように処理しているのか。
- 小平市、東大和市及び本市で一部事務組合を構成し、共同で処理している。
- ◎ 3 市とも無料か。
- そうである。
- ◎ ごみの有料化については、財源を確保する意味も大きい。また、何でもただであるという意識について、有料化によって市民にその考え方を改めてもらうことも必要である。
- ◎ 推進項目全体を通して言えることだが、目的と手段の表記についてよく見直した方がよいと思う。

議題 2：その他

1 次回以降の会議の開催日程

【事務局説明】

	<p>● 次回会議の開催日程は、2月24日（木）午前10時からであるので願います。また、最終の会議となる予定であるが、第7回会議を3月1日（火）午後3時から予定したので、合わせて願います。なお、第7回会議では、報告書の確認を行った上で、会議の終わりに市長への報告を予定している。</p> <p>【質疑・意見等】</p> <p>◎ 第四次大綱を策定する際の懇談会では、市長への報告書に「市民本位の効率的で効果的な行財政運営のあり方について」といった表題を付けたが、今回も同様の表題を付けるのか。</p> <p>● そのような形になると考える。</p> <p>2 その他</p> <p>【質疑・意見等】</p> <p>○ 先日の読売新聞において、各自治体の決算カードの公表の状況が掲載されていた。それによると、本市では公表していないとのことだった。なぜ公表していないのか疑問に思った。</p> <p>● 確かに、本市では、決算カードを作成しているものの公表していない。公表していないことについて特別の理由はなく、公表しても差し支えない内容であると思う。財政担当にこのことを伝える。</p> <p>○ 一般の市民が見ても分かりづらい内容のようである。公表するのであれば、注釈を付けるなど分かりやすくする工夫があるとよいと思う。</p> <p>● 了解した。</p>
--	---

会議の公開 ・非公開の別	<p>■公 開 傍聴者： _____ 0 人</p> <p><input type="checkbox"/>一部公開</p> <p><input type="checkbox"/>非 公 開</p> <p>※一部公開又は非公開とした理由</p> <p>▪ [_____]</p>
-----------------	--

会議録の開 示・非開示の 別	<p>■開 示</p> <p><input type="checkbox"/>一部開示（根拠法令等： _____)</p> <p><input type="checkbox"/>非 開 示（根拠法令等： _____)</p>
----------------------	--

庶務担当課	企画財務部 企画政策課（内線：375）
-------	---------------------